

# 全労済協会だより

vol.61

## CONTENTS

- 協同組合がよりよい社会を築きます ..... 1  
～2012年「国際協同組合年」～  
2012年「国際協同組合年」について  
インタビュー 田原 憲次郎 全労済 理事長(全労済協会 副理事長)
- ～団体向け共済のご紹介～ ..... 3  
シリーズ⑧『団体(法人)自動車共済(ユニカー)』  
過失割合と過失相殺について
- 研究報告誌を刊行しました ..... 4  
●公募研究シリーズ②  
「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」  
(国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校講師  
石田 祐氏を代表とする共同研究)
- 全労済協会からのお知らせ ..... 4  
●当面のスケジュール

## 協同組合がよりよい社会を築きます

～2012年「国際協同組合年」～

### 国際協同組合年とは？

2012年は、国連が定めた「国際協同組合年」です。国連では1957年より「国際年」を設定し、共通の重要テーマについて、各国や世界全体が1年間を通じて呼びかけや対策を行うよう取り組んでいます。最初の国際年は1957年「国際地球観測年」で、1975年の「国際婦人年」をきっかけに日本でも国際年の存在が広く知られるようになりました。そして2009年12月の国連総会で、2012年を国際協同組合年と定める決議を行われ、初めてテーマに協同組合が選ばれました。

この国連決議において、協同組合は「人々の経済社会開発への最大限の参加を促している」「持続可能な開発、貧困の根絶、都市・農村における様々な経済部門の生計に貢献できる事業体・社会的企業」と評価されています。国際協同組合年のスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます」とされ、国連では国際協同組合年の目標を以下の3つにまとめています。

- (1) 協同組合についての社会的認知度(ビジビリティ)を高める。
- (2) 協同組合の設立や発展を促進する。
- (3) 協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政府や関係機関に働きかける。

このように経済社会システムの一つである協同組合をより発展させるために、世界中の人々が協同組合に対する理解を深め、協同組合をさらに拡充させるために協力していこうという目的で定められたのが国際協同組合年です。日本では「2012国際協同組合年全国実行委員会」が発足し、全労済をはじめ主要な協同組合が参画しています。

### 国際協同組合年の意義

このように国際協同組合年が設定された背景には、経

済社会のグローバル化の中で、世界的な金融・経済危機、大規模自然災害、食料危機、雇用問題、環境問題等に際して、協同組合が地域社会に根ざし、人々による助け合いを促進することにより生活を安定化させ、地域社会を活性化させる重要な役割を果たしてきたこと、そして、2008年のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融・経済危機に際して、協同組合が持続性を発揮し安定的な経済システムであることを示したことへの国連の高い評価があります。したがって、国連が協同組合を世界経済安定のための有効な経済システムの一つであると注目し、その活動に大きな期待を寄せている証しともいえるのではないのでしょうか。

### 世界的、国内的な活動の紹介

国際協同組合年は、世界中の協同組合にとって、そして、共済生活協同組合にとって、その存在価値を社会に示す千載一遇の機会となります。

世界では、国際協同組合年を記念する様々な取り組みが行われています。昨年の11月にはICA(国際協同組合同盟)総会が国際協同組合年のキックオフイベントとして開かれ、78カ国地域から過去最高となる2,000人もの協同組合関係者の参加があり、全労済からも2名が参加しました。また、シンガポールでは記念切手の発売に併せたキックオフイベントが、さらに欧州をはじめ世界中では、フォーラムやサミット等のイベントが開催されています。

日本でも2010年8月に「2012国際協同組合年全国実行委員会」が発足して以来、さまざまな取り組みが行われ



ています。去る1月13日(金)には、東京・渋谷の国連大学ウ・タント国際会議場において、協同組合関係者が一堂に会して、全国実行委員会主催の国際協同組合年キックオフイベントが盛大に開かれました。各地方でも協同組合組織間で国際協同組合年の取り組みが検討されており、福島では震災と



原発事故からの復興に向けたフォーラムが企画され、福岡でも学習講座シリーズを開催するなど、全国でさまざまな取り組みが実施または計画されています。

こうした中、全労済グループでは、国際協同組合年を迎え、あらためて協同組合が組合員のためにある組織であり、今後も人々のくらしのために最適な保障を提供していく事業体であり、相互扶助や共助の精神に基づくたすけあいによる保障の生協であることを、組合員や協力団体をはじめ広く社会に向けて、いっそう広くアピールする年にしていきたいと考えています。

## インタビュー 田原 憲次郎 全労済 理事長(全労済協会 副理事長)

日頃より全労済の諸活動にご理解とご協力をいただきまして心より御礼申し上げます。

2012年も早1ヶ月が過ぎ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からもうすぐ1年となります。

特に今年は年頭より全国的に厳しい寒さが続いています。これまで以上に被災地に心を寄せながら、被災された組合員の皆さまの一日も早い生活再建が図れるように、引き続き組織の総力を挙げて被災者対応に取り組んで参りたいと改めて決意しています。

### ◆国際協同組合年とのかかわりを教えてください。

国内では、各種協同組合をはじめとして、NPO等の非営利・協同の団体、さらには協同組合の発展に賛同する個人が参画する「2012国際協同組合年全国実行委員会」が発足し、全労済も主要な協同組合のひとつとして、この実行委員会に参画し、全国実行委員会の活動を通して協同組合全体の認知度向上に努めています。

今後、全国実行委員会では、2012年に以下のイベントを計画しています。

- (1) 国際協同組合デー記念中央集会(2012年7月18日、東京・なかのZEROホール)
- (2) 協同組合フェスティバル(2012年11月17~18日、埼玉・大宮ソニックシティ)
- (3) ICAアジア太平洋地域総会・協同組合フォーラム(2012年11月28日、兵庫・神戸国際会議場)

### ◆全労済としての取り組み内容について教えてください。

全労済では、次の4つのテーマを掲げ、取り組みを実施・計画しています。

#### ① 広く社会へ協同組合及び共済事業の社会的役割の

#### 認知度を高める取り組み

国際協同組合年全国実行委員会の取り組みと連動して、全労済が共済事業を営む生活協同組合であることを告知し、その認知度を高める取り組み。

#### ② 全労済の関係者(組合員、協力団体、役職員)に対する取り組み

全労済の関係者(組合員、協力団体、役職員)に対し、国際協同組合年の取り組みと共済事業を営む生活協同組合の社会的役割について、認識する機会を提供する取り組み。

#### ③ 協同組合間で協同して行う取り組み

全労済と関係の深い協同組織と協同した取り組みを行い、協同組合間の連携強化を実現する取り組み。

#### ④ 協同組合としての社会的取り組み

全労済が、協同組合として社会に貢献する組織であることをアピールするための取り組み

現在、国際協同組合年を説明する資料として、全労済版の統一リーフレットが完成し、全国で国際協同組合年と全労済について説明する際に使用していくよう準備を進めています。

加えてこの国際協同組合年を、全労済の原点に立ち返る良い機会として、私たちが理念として掲げている「みんながたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実践に向けて邁進していく1年にしていききたいと思えます。

### ◆全労済協会による取り組みとして期待するところは何かですか。

日本には農業、信用、医療、消費者、労働者等のあらゆる分野の多くの協同組合組織があり、それぞれの協同組合で人々の暮らしに関わる事業活動を展開していますが、残念ながら協同組合が広く一般に十分に理解されているとは言えません。そうしたことから、全労済協会には協同組合の存在と意義を広く社会にアピールする取り組みを、これまで以上に行っていただきたいと思えます。全労済グループの総力を結集し、力を合わせて邁進していきましょう。

# ～団体向け共済のご紹介～

## シリーズ⑧『団体(法人)自動車共済(ユニカー)』

### 過失割合と過失相殺について

実際の交通事故では、当事者が互いに過失のある場合が少なくありません。その場合、互いの過失の割合に応じて賠償額が減額されます。以下は、たびたび耳にする「過失割合」と「過失相殺」の概略です。

#### ・過失割合について

交通事故ではよく、「過失7対3」とか「過失5対5」という言葉を耳にします。

これは当事者同士互いにどれくらいの落ち度があったのかを判断し割合を示したもので、この割合を「過失割合」といいます。実際の事故では原因を調査してみると、止まっている自動車や塀などへの衝突、完全な信号無視等を除けば、片方のみが一方向的に悪いというケースは稀です。動いている車同士であれば、被害者側にも何らかの過失が存在しています。

#### ・過失割合の決め方

判例を基にした一定の基準が設けられ、その基準に沿って過失の割合が決めます。事故の発生原因を調査し、当てはまる基準を参考に決めることになります。ただ、当事者(被害者も含めて)に重大な過失が認められる場合は、修正要素として割合を調整していきます。重大な過失には「著しい過失」と「重過失」があります。「著しい過失」とは、通常の運転で許容される範囲を超えた過失を云います。「重過失」とは「著しい過失」より更に大きな過失で、「故意」に近い過失を云います。

重過失⇒居眠り運転、酔っ払い運転、無免許運転、薬物使用による運転、30キロ以上のスピード違反等

著しい過失⇒わき見運転、酔っ払い運転に至らない酒気帯び運転、運転中の携帯電話使用、15～29キロのスピード違反等

※二輪車でのノーヘルメット、自転車での無灯火・二人乗り・傘差し運転も「著しい過失」に含まれます。また、自転車での制御装置不良(最近流行のブレーキのない競技用自転車等)は「重過失」となります。

#### ・過失相殺

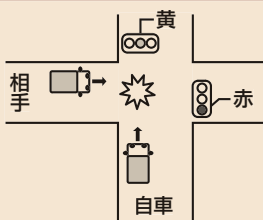
事故により発生した損害賠償について、過失割合により賠償額を相殺することを過失相殺といいます。互いの過失の割合に応じて損害の負担を分担しあうことになります。

下記に簡単な事例を紹介します。(現実の事故では、歩行者の存在や速度その他の様々な要因が発生している場合があり、下記のケースのような単純な過失割合では決まらない場合もあります)

#### ■ケース

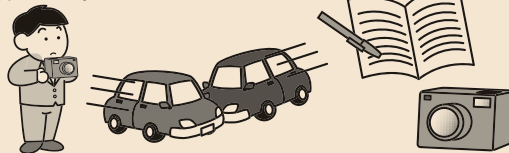
##### 1.事故発生

信号機のある交差点で事故が発生しました。「自転車」「相手車」共に直進中の事故です。



##### 2.事故調査

現場調査の結果、自車が黄信号での進入、相手車が赤信号での進入と判明しました。



##### 3.過失割合の判断

この場合、赤信号を無視した「相手車」の過失割合が大きいと考えざるを得ません。このようなケースでは、通常は20対80となります。

※今回のケースでは「重過失」「著しい過失」や、その他の修正要素は考慮しません。



##### 4.損害額

両方の車両が損害を受けた為、自動車工場にて修理を行いました。修理費は自車が80万円、相手車が100万円要しました。

※実際の事故では代車費用やその他費用が発生する場合がありますが、ここでは考慮しません。



##### 5.過失相殺による示談

示談の内容	事故当事者	自分(甲とします)	相手(乙とします)
示談の条件	損害額	80万円	100万円
	過失割合	20%	80%
示談の条件	責任額	100万円×20%=20万円 責任額=20万円	80万円×80%=64万円 責任額64万円
	決済方法	互いの責任額を相殺し、乙が甲に64万円-20万円=44万円を支払う。	

本件交通事故については、上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては、異議申立てないことを約し、示談書を取り交わします。

過失割合が決定すれば、左記の内容で責任額が求まります。このように過失割合の相殺とは、互いの落ち度に応じて公平に責任分担する考えです。

相手に44万円を支払ってもらい、この案件については解決となります。

$$\text{受取金額} = \text{自分の損害額} - \left( \text{自分の損害額} \times \text{自分の過失割合} \right)$$

# 研究報告誌を刊行しました

報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「公募研究シリーズ」ページからお申し込みください。

また、既刊の「公募委託研究シリーズ」もお申し込みを随時承っております。

## ▶「公募委託研究シリーズ」刊行一覧

No.	タイトル・研究者(敬称略、所属・役職は刊行当時)	刊行年月
21	<b>「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」</b> 石田祐 ((独)国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校一般科目・講師) 奥山尚子(大阪大学社会経済研究所特任助教)	2012年 1月
20	<b>「保育サービスを中心とする子育て支援政策の国際比較行財政論 ～スウェーデン、イギリスの実態と日本の改革論議への示唆～」</b> 高端正幸(新潟県立大学国際地域学部准教授) 伊集守直(横浜国立大学経済学部准教授) 佐藤滋(東北学院大学経済学部講師)	2011年12月
19	<b>「自主防災組織活性化による福祉コミュニティ再生の課題と展望」</b> 玉里恵美子(高知大学准教授) 霜田博史(高知大学准教授) 大槻知史(高知大学准教授)	2011年12月
18	<b>「日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究 ～経営学・マーケティング・ケアの視点から～」</b> 守屋貴司(立命館大学経営学部教授) 佐藤典司(立命館大学経営学部教授) 三浦正行(立命館大学スポーツ健康科学部教授)	2011年 7月
17	<b>「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」</b> 杉本貴志(関西大学商学部教授)	2011年 5月
16	<b>「ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論」</b> 飯田文雄(神戸大学大学院法学研究科教授)	2010年12月
15	<b>「高齢化及び人口移動に伴う地域社会の変動と今後の対策に関する学際的研究」</b> 高橋巖(日本大学生物資源科学部准教授) 田原裕子(國學院大學経済学部教授) 友田滋夫(財団法人農村開発企画委員会研究員) 澤田守(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター主任研究員)	2010年12月
14	<b>「日系人労働者は非正規就労からいかにして脱出できるのか ～その条件と帰結に関する研究～」</b> 稲葉奈々子(茨城大学人文学部准教授) 樋口直人(徳島大学大学院ソシオ・アーツ・サイエンス研究部准教授)	2010年10月
13	<b>「デンマークの社会的連帯とワークライフバランス ～人生をマネージメントする～」</b> 熊倉瑞穂(愛国学院大学人間文化学部助教)	2010年10月

## 全労済協会からのお知らせ

### ▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
2月21日(火)	第132回理事会	2012年度事業計画(骨子案)、他
4月7日(土)	岩手講演会(寺島実郎氏「真の復興への視座」他)	於:アイーナホール(いわて県民情報交流センター・岩手県盛岡市)

全労済協会だより vol.61 2012年2月

発行: **全労済協会**  
 (財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
 発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
 ☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》http://www.zenrosaikyoukai.or.jp